

## 船橋市立習志野台中学校 部活動方針

### 1 校訓及び学校教育目標

校訓である『立志』『自立』、学校教育目標である「志を立て、夢に向かって自ら努力する生徒の育成」の具現化に向けて、よりよい部活動運営を目指す。

#### 【部活動の教育的意義】

部活動は、生徒がスポーツや文化等に親しみ、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するものとして、学校教育の一環として行われるものである。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、好ましい人間関係の形成や社会性・公共性を身につけるなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

### 2 部活動の基本方針

#### (1) 適切な指導

- ①部活動は学校教育の一環として実施し、活動にあたっては生徒の自主性・自律性を尊重する
- ②顧問は、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、担当する部の特性等を踏まえ、短時間で効果の得られる合理的でかつ効率的・効果的な活動を工夫する。
- ③過度な練習や行き過ぎた指導とならないよう、発達個人差や男女それぞれの成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うとともに、言葉の暴力を含む体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

#### (2) 適切な活動時間

- ①1日の活動時間は、平日においては2時間程度、学校の休業日は3時間程度を基準とする。ただし、準備や片付け等に要する時間は含まないものとする。また、大会や練習試合等これを超えて活動する場合であっても、その前後日の活動時間を短縮すること等により、過度にならないよう留意する。
- ②学期中は、平日に1日以上、週末に1日程度の、少なくとも週当たり2日以上以上の休養日を設けることを基準とする。ただし、週末に大会等に参加した場合は、他の日に休養日を振り替えるよう努める。長期休業中も同様の扱いとするが、生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間を設ける。
- ③生徒の学習時間の確保ができるよう、定期試験**3日前**から部活動停止とする。ただし、大会等がある場合には校長の許可及び保護者の承諾を得て活動する場合もある。
- ④千葉県教育研究会船橋支会研修日の午後を休養日とする。

#### (3) 事故防止

- ①顧問は、指導にあたる際、怪我や熱中症等の発生及び予防に十分注意し、生徒の安全・安心の確保を徹底する。また、怪我等が発生した場合は、迅速に管理職・養護教諭へ報告し、相談の上、保護者への連絡、医療機関への依頼等、適切に対応する。
- ②日々の安全指導はもとより、施設・設備の点検を定期的実施する。
- ③校外での活動となる際は、集合や解散の時間・場所及び移動手段について事前にプリント等で生徒・保護者に周知する。

#### (4) その他

- ①顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画・活動実績報告を作成し、校長へ提出するとともに、生徒・保護者へ周知する。
- ②顧問は、年度始めの部活動保護者会において、学校全体の目標や方針、各部の目標や方針計画等について説明し、理解を得ながら活動する。また、活動における必要経費を説明するとともに、徴収金（部費等）については会計報告を行う。
- ③「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年12月)」「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(令和2年4月)」に基づき活動を行う。

付則 平成31年3月 策定 平成31年4月1日 施行  
令和2年4月1日 一部改訂  
令和4年4月1日 一部改訂  
令和5年4月1日 一部改訂